平成２５年（フ）第２９７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地12号棟505
債務者　豊田　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
仙台市青葉区台原１丁目10番23号　ステラコート台原Ｂ―101、従前の住所仙台市宮城野区南目館20番１―110号
債務者　内海　　豪（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
仙台市宮城野区栄３丁目10番10号　大槻アパート202、従前の住所仙台市宮城野区出花２丁目10番地の７　ラポールいでか401
債務者　高橋　良枝（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
仙台市太白区長町５丁目13番13―401号
債務者　庄子　正博
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
仙台市宮城野区鉄砲町57番地　ローズマンション103
債務者　松田　美穂（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
仙台市青葉区滝道46番14号
債務者　丸山　浩史
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
仙台市青葉区川平２丁目13番25号
債務者　木村　　仁
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
宮城県塩竈市尾島町24番13―202号　アネックス尾島町
債務者　星　かず子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
茨城県那珂市鴻巣2486番地
債務者　高畠　　斉
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３９号
茨城県笠間市旭町625番地
債務者　大津　好一
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１号
茨城県小美玉市山野374番地157
債務者　小倉　正輝
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４２号
茨城県小美玉市山野374番地157
債務者　小倉佳代子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
茨城県笠間市美原１丁目10番６号　レジデンス美原Ａ―１―３、前住所茨城県水戸市河和田３丁目2382番地の２　ファミーユ高倉102号
債務者　石田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５６号
茨城県水戸市松本町３番２号　パーク松本201号
債務者　田崎　　静
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７４号
千葉県君津市北子安１丁目16番２―101号
債務者　佐久間正男
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２５４号
新潟市東区長者町８番23号　ハイツグローヴ202号、前住所新潟市東区幸栄１丁目10番27号　ピュアタウン202
債務者　石田　重暉
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
金沢市南森本町ヌ27番地４　竹中方、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘４丁目81番地
債務者　北村富美子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
金沢地方裁判所